

26豊行(情運)第7号
平成27年3月2日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申第10号)

平成26年11月20付け26豊市民第332号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項に基づき作成した、住民基本台帳に関する事務に係る全項目評価書による特定個人情報ファイルの取扱いについて審議した結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに問題が無いことを認める。

なお、委員の意見を別添のとおり付記する。

以上

付 記

・全項目評価書記載内容に関する意見

頁	記載場所	記載内容	意見
62	リスク2 権限のない者によって不正に使用されるリスク	・不正アクセスを分析するために、システムの参照、更新、及び帳票発行時の操作履歴の記録を取得し、保管する	住民基本台帳システムの操作記録は定期的に確認するようにした方がよい。また、操作記録の抽出権限が誰にあるかを明確にするため、マニュアル等を作成するのが望ましい。
62	リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	・既存住基システム端末はソフトウェアによるUSBポート管理をしており、許可されたデバイス以外は接続できない。	端末はソフトウェアによりUSBポート管理されており許可された装置以外は接続できないとあるが、機械は簡単に欺くことができるので、外部から物を持ち込むことを禁止するなどの方策を取った方がよい。

・番号制度導入に関する意見

高齢者、病気の人、障がい者等自分で行政に申請等を行うことができない人も多い。また全ての人がパソコン等の情報機器を使用できるわけでもない。弱者に対し十分に配慮してほしい。